調査課

特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

指導監査課（北海道厚生局を除く。）

（総務課の所掌事務）

第七百十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

2　関東信越厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第七百十条の二　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二　地方厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

（企画調整課の所掌事務）

第七百十条の二の二　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（年金指導課の所掌事務）

第七百十条の二の三　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の五において同じ。）に係る認可に関すること。

三　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による拠出金（第九号において「子ども・子育て支援法の規定による拠出金」という。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の五において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関すること。

四～八　（略）

九　健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の五において「健康保険料等」という。）の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予の取消しをいう。第七百十条の二の五において同じ。）に関すること。

十　（略）

調査課

特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

指導監査課（北海道厚生局を除く。）

（総務課の所掌事務）

第七百十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

（新設）

（企画調整課の所掌事務）

第七百十条の二　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（年金指導課の所掌事務）

第七百十条の二の二　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の四において同じ。）に係る認可に関すること。

三　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。第九号において同じ。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関すること。

四～八　（略）

九　健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「健康保険料等」という。）の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予の取消しをいう。第七百十条の二の四において同じ。）に関すること。

十　（略）